

補 助 金 制 度 概 要（令和8年度版）

※補助制度の詳細については医療人材課のホームページをご覧ください

I 補助制度一覧

1 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金

（1）目 的

地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関に対して医師の労働時間短縮を強力に進めるための体制整備に関する経費を助成する。

（2）制度概要

区 分	内 容
補助 対象	次の（１）～（５）のいずれをも満たす医療機関（ただし診療報酬の地域医療体制確保加算を受けている医療機関を除く） （１）次のいずれかを満たすこと。 ・救急搬送受入年 1,000 件以上 2,000 件未満 ・救急搬送受入年 1000 件未満かつ休日・夜間・時間外入院件数が年 500 件以上 ほか （２）勤務医の労働状況を把握し、負担軽減等に関する提言をする責任者の配置 （３）年の時間外・休日労働が 720 時間を越える医師を雇用し、36 協定で医師の時間外労働等が 720 時間超 （４）多職種からなる役割分担推進のための委員会を設置し、「医師労働時間短縮計画」を作成 （５）「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項の公開
対象 事業	医療機関が策定する「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業
対象 経費	地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費
補助 基準額	・最大使用病床数×133 千円 ・「大学病院改革プラン」を策定する等の取組を実施する医療機関は最大使用病床数×266 千円まで可
補助率	ハード 9/10、ソフト 10/10

2 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助金

(1) 目 的

地域医療に特別な役割があり、かつ病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関に対して医師の労働時間を短縮するための体制整備に関する経費を助成する。

(2) 制度概要

区 分	内 容
補助 対象	次の（１）～（５）のいずれをも満たす医療機関 （１）次のいずれかを満たすこと。 ・基幹型臨床研修病院又は基本 19 領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数 100 床あたりの常勤換算医師数が 40 人以上」かつ「常勤換算医師数が 40 人以上」の医療機関 ・基幹型臨床研修病院かつ基本 19 領域のうち 10 以上の領域において専門研修施設である医療機関 （２）勤務医の労働状況を把握し、負担軽減等に関する提言をする責任者の配置 （３）年の時間外・休日労働が 720 時間を越える医師を雇用し、36 協定で医師の時間外労働等が 720 時間超 （４）多職種からなる役割分担推進のための委員会を設置し、「医師労働時間短縮計画」を作成 （５）「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項の公開
対象 事業	医療機関が策定する「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業
対象 経費	地域医療勤務環境改善体制整備特別事業に要する経費
補助 基準額	・最大使用病床数×133 千円 ・「大学病院改革プラン」を策定する等の取組を実施する医療機関は最大使用病床数×266 千円まで可
補助率	ハード 9/10、ソフト 10/10

3 勤務環境改善医師派遣等推進事業費補助金

(1) 目 的

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する経費を助成する。

(2) 制度概要

区 分	内 容
補助 対象	【派遣受入医療機関】 次の（１）～（６）のいずれをも満たす医療機関 （１）次のいずれかを満たすこと。 ・ 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関 ・ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、５疾病６事業で重要な医療を提供している医療機関 ・ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 （２）双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。 （３）勤務医の労働状況を把握し、負担軽減等に関する提言をする責任者の配置 （４）年の時間外・休日労働が 720 時間を越える医師を雇用し、36 協定で医師の時間外労働等が 720 時間超 （５）多職種からなる役割分担推進のための委員会を設置し、「医師労働時間短縮計画」を作成 （６）「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成 29 年 1 月 27 日付け医政地発 0127 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における標準事業例 26 に関する事業において、対象経費と同様の補助を受けていないこと。 【派遣医療機関】 次の（１）～（３）のいずれをも満たす医療機関 （１）派遣受入医療機関に医師を派遣すること。 （２）双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。 （３）「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成 29 年 1 月 27 日付け医政地発 0127 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における標準事業例 26 に関する事業において、対象経費と同様の補助を受けていないこと。
対象 事業	医療機関が策定する「医師労働時間短縮計画」に基づく取組として、医師派遣等を推進する事業
対象 経費	【派遣受入医療機関】 派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費 【派遣医療機関】 直近の決算数値により算出される医師 1 人 1 月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額
補助 基準額	【派遣受入医療機関】 単価(受入医師 1 人):150 千円 【派遣医療機関】 単価(派遣医師 1 人):1,250 千円/月

Ⅱ 備 考

- ①これらの補助事業は、国の地域医療介護総合確保基金を活用して県が補助する制度です。このため、国の基金事業の交付額などの状況によっては、基準額を下回る金額での補助決定や不採択などの場合もありますので、予め御承知ください。
- ②医師の働き方改革については、令和6年4月から時間外・休日労働時間の上限規制が導入され、法施行後3年ごとに必要な見直しを検討することとされています。地域医療勤務環境改善体制整備事業及び地域医療勤務環境改善体制整備特別事業は、令和9年度以降標準単価への加算の取扱いが変更となるとされています。必要に応じて、対象の医療機関に対して追加の調査を実施する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。